



発行／与板町(代表者 与板町長 平澤基九郎) 電話(0258)(代)72-3100 編集／与板町広報編集委員会

交通事故^{ゼロ}を願い
チビっ子しどう隊出動!!

本年も交通事故ゼロをめざして、幼稚園の園児による“たちばなチビっ子しどう隊”が出動し、通行するドライバーや自転車利用者に「安全への一言」をかけながら、事故防止を呼びかけました。

▶ 今月のページ ◀

なぜ減らない 交通事故	2 ~ 5
土地取引の前に届出を	6 ~ 7
下水道工事にご協力を	12



あいの
わが家の
どろろ

田中 梨乃 ちゃん
〔柳之町〕田中一博さんの長女

はじめまして、“たなかりの”です。4月28日で1歳になりました。わたし、お父さんと一緒にお風呂に入るのが大好きで、どんなにご機嫌ななめでも、お風呂に入ったらにこにこご機嫌になっちゃうの。お風呂の中では、お父さんが絵本を見せてくれたり、くまさんやあひるさん、金魚さんも一緒に入っていてとっても楽しいよ。それからね、机によいしょとのぼって窓から外をながめるのも好きで、おまけに窓ガラスにちゅーちゅまでしちゃうの。外で畑しごとをしていたおばあちゃんも大笑い、なんてこともあったんですよ。こんなおませなわたしですが、皆さんよろしくお願ひします。街で見かけたら、ぜひ声をかけて下さいね!〔与板町柳之町1293-7 田中梨乃 TEL 72-3439〕

税金まめ知識

納期をお忘れなく

与板町で徴収している主な税金の納期は次のとおりとなっております。お忘れなく納付下さい。

① 個人の町民税	第1期 6月16日～6月30日
第2期 8月16日～8月31日	第3期 10月16日～10月31日
第4期 1月16日～1月31日	② 固定資産税
第1期 4月16日～4月30日	(但し、評価替の年は5月16日～5月31日)
第2期 7月16日～7月31日	第3期 9月16日～9月30日
第4期 12月16日～12月25日	

③ 軽自動車税
全期 5月16日～5月31日

④ 国民健康保険税
第1期～12期まで、毎月16日～同月末日。但し、第9期は12月16日～12月25日。

* これまでに、税金まめ知識で基本的な事柄について一部をわかりやすく説明させて頂きました。税金は、わたしたちの日常生活に身近な係わりをもつ、町の仕事のための費用を住民がその能力に応じて分担し合うという性格で、いわば住民として暮らしていくために支払わなければならない「会費」のようなものであることをご理解頂けたならば、誠に幸いと存じます。



▼平成四年の交通事故の結果がまとまりました。残念ながら、平成五年に入ってから与板警察署管内ですでに八名の方が死亡されるという最悪の状況となっています。

なぜ交通事故が減らないのか? もう一度考えてみて下さい。

▼今月号で「界雄一代」と「税金まめ知識」は終了させて頂きます。長い間大変ありがとうございました。



存ぜ減ら存い

交通事故!!



毎日のように、テレビや新聞で交通事故のニュースが報じられています。あまりにも日常的になってきているため、ともすると自分には関係ないことと思いがちになってはいませんか。交通事故を起こそうと思ってハンドルを握っている人はいませんが、交通事故がいつ私達の身にふりかかるかわからないのが現実です。

平成四年中の与板警察署管内（三島町・与板町・和島村・出雲崎町・寺泊町）の「交通事故の結果」がまとまりました。又、平成五年一月から四月末までの四ヶ月間で、与板警察署管内ではすでに八名の方が交通事故で死亡されているという最悪の状況となっています。今月号では、これ以上の犠牲者を出さないために、交通事故について特集しました。

この機会に、皆さんも事故を起こさないよう、また遭わないように、今一度交通事故について考えてみて下さい。

与板警察署管内では

死亡者は

過去十年間で

最悪の記録

平成四年中の県内における交通事故の死者は三十四人で前年より四十四人と大幅に増加し、昭和五十一年以降の三〇〇人を突破し、昭和五十年の三二五人に次ぐ最悪の事態となりました。全国でも一万一、四五一一人の方が亡くなり、前年よりも三四六人も増えています。

つた事故

が多く、本年も運転免許保有者数、自動車保有台数の増加・広域高速交通体系の進展による交通流の量的拡大・経済活動の活性化・夜間活動の拡大とレジャー志向の活発化・高齢化社会の進展・交通環境においつかない交通安全意識等から、交通事故増加がさらに進むことが考えられます。

このような厳しい交通情勢の中で一人一人がもう一度交通事故防止のために安全運転を心がけて頂きたいものです。

増えてきた

お年寄り

女性ドライバー

による交通事故

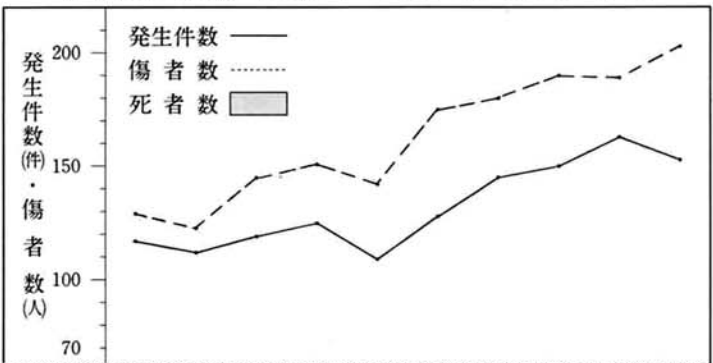
皆さんご存知のように最近では、高齢者の方々が関係する交通事故が多く発生しています。いままで交通弱者として被害者の立場にあった高齢者が、高齢になっても、自動車などを運転する人が増えていることから、事故の当事者となるケースが増えているのです。

- 高齢者等の交通弱者が被害者となった事故
- 若者が加害者となった事故
- 女性ドライバーが加害者とな

与板警察署管内の交通事故の特徴は、

当与板町においては死者は前年同様一名という結果でしたが、発生件数が二六件から一九件と七件も減少しているが、傷者数が二八名から三一名と増加しています。

与板署管内過去10年の交通事故発生状況



区分	年別	S58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4
発生件数		117	112	119	125	109	128	145	150	163	153
死者数		6	3	2	4	7	2	4	6	6	8
傷者数		129	133	145	151	142	175	180	190	189	203



そして最近特に目立つのが女性ドライバーによる事故です。女性ドライバーは一般的な傾向として、相手がなんとかしてくれろという依存心が強く、ついわがままな運転をして事故に遭うというケースが見うけられます。それに運転が未熟にもかかわらず、スピード違反や追越し違反などが急増していることか

らもうかがえます。与板警察署管内の事故発生件数一五三件の内女性ドライバーによる事故は三五件で当町一九件の内にも七件が女性ドライバーによる事故です。でも女性ドライバーがみんなそうというわけではありません。これは男性ドライバーにもいえることなのです。

若者から働き盛りにかけての方の事故多発

それでは、これらの事故をさらに月別、曜日別、時間別などに分析してみました。

まず事故の種類については、車対車の事故が最も多く、全体の五八%を占めています。最近では車対自転車の事故が急増しています。これは高齢者の自転車事故が多いためと予想されます。では高齢者の交通事故を防ぐにはどうすればよいのでしょうか。まず第一に交通量の増加など交通環境が大きく変わっていることを認識することが大切ではないでしょうか。それに車の運転も含めて年齢とともに低下する心身機能を自覚することです。「あの人ができるのだから」「以前はスムーズに乗れ

たのに」などは決して思わず、自分の能力や心身に応じた行動を心がけることが大切です。

次に年齢別発生状況では、いかわらず一六歳～二四歳までの若者による事故が最も多くなっています。ここ数年三十歳から四九歳の働き盛りの人が事故を起こしたり、事故に巻き込まれる件数が増加しています。

月別では前年同様八月が最も多く二・三件・十月十九件・五月十七件と比較的天候の良い季節に多く発生しています。又夏休み連休等で帰省や旅行などで多くの人が動く事が事故原因の一つではないかと思われます。

前年同様雪国としては(一月六件・二月八件)冬期間の事故が少なく、ここ数年の少雪の影響はあるにせよ、雪国だからこそ、より一層雪道での運転に気を付けているからだと思われ

●月別

月	発生件数	死者数	傷者数	平成3年発生件数
1	6		10	5
2	8	1	10	4
3	7		7	12
4	8		17	9
5	17		26	13
6	10	1	16	9
7	13	1	15	15
8	23	1	27	30
9	11	1	11	21
10	19	1	22	20
11	16	2	19	11
12	15		23	14

死亡事故の被害者の多くは高齢者

飲酒運転・歩行者妨害等の悪質な危険違反があとをたちませ

与板警察署管内での死者は前述した通り八名でしたが、その発生状況を見ると、加害者は若者による運転が多く、その被害者(死者)は八人の内六〇才以上の高齢者が半数の四人となっております。

前年は自転車運転中の死亡事故が最も多く発生していたものが、平成四年では運転者の前方

不注意・一時不停止等により、特に高齢者を対象とした死亡交通事故が目立っています。

しかし逆に言えば、車を運転する方だけが悪いわけではありません。交通弱者といわれている子供・お年寄りの飛び出し、自転車のマナーや無灯火運転等、運転者がいかに交通ルールを守って運転していても、この様な行動により、交通事故・死亡事故が起こるのです。

運転者だけでなく、歩行者・自転車乗りの方も交通ルールを守ってこそ、このような悲惨な事故を防げるのではないのでしょうか。

●曜日別

曜日	発生件数	死者数	傷者数
月	17	1	17
火	22		27
水	21	3	24
木	18	1	26
金	20	1	32
土	22		31
日	33	2	46

●時間別

時間	発生件数	死者数	傷者数
0~2	4		7
2~4	3		7
4~6	2		3
6~8	16	2	17
8~10	16		18
10~12	16	1	19
12~14	21		27
14~16	24	1	32
16~18	35	2	49
18~20	10	1	9
20~22	2		3
22~24	4	1	12

ます。

曜日別では、日曜日が三件と最も多く、傾向としては、土曜・日曜日を休日とする週休二日制の定着で、車が出かけられる方が増えているからだと思われ

時間別では午後四時～六時三件と前年同様最も多くなっています。平成三年と比較すると朝の通勤時間帯の事故件数が減少し、正午～四時までの午後からの事故が増加したという結果になっています。しかし、死者数を見ると、全体八名の内二名が午前六時から八時までの通

自分の行動に責任をもつて

交通事故は、どうして起こるのでしょうか。

原因は、車が多い、道路が狭い、歩道がない、といったことも一因でしょうが、その大部分は運転者や歩行者のちよつとした不注意や交通マナー違反などの人的原因といえるでしょう。

これら掲載した数字だけで全てが読みとれるわけではありません。本年はこれらの傾向とま

情緒の不安定などから、交通事故が発生するという事実です。

交通事故を起こした方々に話を聞くと「あんなにスピードを出してなければ……」「確実に一時停止すればよかった」など、悔いが残るものばかりです。

結局最終的には、運転者も歩行者も、自分の行動に責任を持つ以外にはないのではないのでしょうか。

行政においても、本年度より交通指導員を一名増やし、六人体制で交通事故防止活動を展開しています。

もう一度一人一人が交通事故について家庭や職場で話し合いをしてみてはいかがでしょうか。

交通指導員

新体制(6名)で活動開始!!



吉田寿夫 曾根仁志(隊長) 塚越健一
本間 彰 佐藤良三 大平博文

平成5年4月1日より、住民の交通事故防止を図るため、新体制(6名)で、活動を開始しました。

交通指導員の方々は、家業の傍ら毎週2回定期的に出動されるほか、祭礼などの町行事にもご協力をいただいております。

今後とも、安全で快適な町民生活を確保するため、特段なるご尽力をお願いいたします。



平成四年 与板警察署管内 死亡事故発生状況

- ▼期日…二月二十六日(水)
▼時間…午後十一時十分頃
▼場所…寺泊町 五分一
▼状況…普通乗用車が横断中
の者と衝突。
- ▼期日…六月十日(水)
▼時間…午前六時三十分頃
▼場所…寺泊町 竹森
▼状況…軽トラックが道路左
側に立ち話し中の者
に衝突。
- ▼期日…七月三十日(木)
▼時間…午後三時頃
▼場所…寺泊町 山田
▼状況…普通乗用車が駐車車
面の陰から飛び出し
た幼児と衝突。
- ▼期日…八月十四日(金)
▼時間…午後七時二十五分頃
▼場所…寺泊町 野積
▼状況…普通乗用車が漫然と
進行中、自転車の側
方通過時に衝突。
- ▼期日…九月二十七日(日)
▼時間…午前十一時四十五分
頃
▼場所…寺泊町 野積
▼状況…二輪車が左カーブを
中央線からはみ出し、
対向してきた原付と
衝突し、二輪の運転
者が死亡。
- ▼期日…十月五日(月)
▼時間…午後五時三十分頃
▼場所…与板町 萬都
▼状況…普通乗用車が交差点
右方から進入してき
た自転車乗りと衝突。
- ▼期日…十一月二十五日(水)
▼時間…午後四時五十分頃
▼場所…和島村 上桐
▼状況…普通乗用車が道路左
側を手押し車を押し
て歩いていたら人と衝
突。
- ▼期日…十一月二十九日(日)
▼時間…午前六時十分頃
▼場所…寺泊町 野積
▼状況…普通貨物車が道路を
横断していた歩行者
と衝突。

「国土利用法」による土地取引の届出制度 土地取引の前に届け出を!!

1 国土利用計画法のねらい

みんなが自分勝手に土地を利用し、自分の利益だけを考えると投機的な土地取引を行ったらどうなるでしょうか。土地問題の解決のためには国民の皆さん一人一人に土地は公共性・社会性を持った資源であるという認識を持って頂く必要があります。

平成元年にできた土地基本法は、土地対策を進めていくにあたって、国民共通の認識とすることが必要な基本的な四つの考え方を「土地についての基本理念」として定めています。

- ①土地については公共の福祉が優先されます。
- ②土地は適正に計画に従って利用されなければなりません。
- ③土地は投機的な取引の対象にはなりません。



④土地の価格が道路、鉄道の整備や人口、産業の動向などによって増加する場合には、それによって得られた利益に応じ、適切な負担が求められるべきです。

国土利用計画法は、こうした考え方にに基づき土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発を防ぐため、土地取引について届出制を設けています。一定面積以上の土地の取引をしようとする時は、この法律によりあらかじめ知事等に届け出なければならないことになっています。

2 届出の必要な土地取引

一定面積以上の土地について売買などの取引をする場合は事前に届出が必要です。

届出の必要な土地

①監視区域

都道府県等の規則で定める面積以上

(監視区域は3年1月1日現在44都道府県11令指
定都市のうち1,047市区町村で指定されています。)

②その他の区域

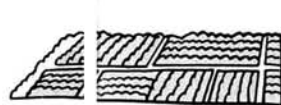
(イ).市街化区域

2,000㎡以上



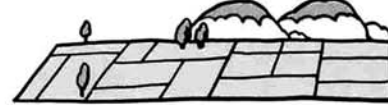
(ロ).(イ)を除く都市計画区域

5,000㎡以上



(ハ).都市計画区域以外の区域

10,000㎡以上



- 売買 ●代物弁済
- 交換 ●共有持分の譲渡
- 営業譲渡 ●地上権、賃借権の設定、譲渡
- 譲渡担保 ●予約完結権、買戻権等の譲渡

※これらの取引の予約である場合も、事前に届出が必要です。

くわしくは都道府県、市町村等へおたずね下さい。

5 届出をしないと

①法律で罰せられます。

届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。



②税法上の特典が受けられなくなることがあります。

届出をしないで造成宅地などを譲渡すると、法人等の土地譲渡益重課の軽減措置が受けられなくなることがあります。



3 届出から契約まで

届出は契約の6週間前までに

契約をしようとするときは、取引の当事者(売買の場合であれば売主と買主)は、取引の予定価格や利用目的を書いた知事(政令指定都市の場合は市長)あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結ぶ6週間前までに土地の所在する市町村役場に届出して下さい。

届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査を行い、価格が著しく適正を欠く場合、利用目的が土地の利用に関する計画に適合しない場合、監視区域内の土地取引については一年以内の土地転売で投機的取引と認められる場合等には取引の中止又は変更を勧告することがあります。それ以外の場合には、届出日から6週間以内に勧告をしない旨の文書による通知(不勧



告通知)をします。この通知を受け取れば契約ができることになります。

なお、監視区域内で行う取引について銀行などから融資を受ける場合この通知の提示を求められます。

届出は当事者が連名で行います。なお、用紙は役場総務課にあります。

①価格は、公示価格や標準価格などと比較しながら高すぎるものではないかどうかを検討します。土地の取引では、公示価格や標準価格を参考にし

て下さい。

②利用目的は、用途地域などの計画のほか、道路等の整備状況、周辺の自然環境の状況などから、不都合はないかどうかを検討します。

③さらに監視区域内の土地取引については「売主が土地を購入してから一年以内に自ら利用しないまま転売」で「買主も自らその土地を利用しない」等の基準からみて投機的取引で

にしましょう。

ないかどうかを検討します。

勧告には、中止勧告のほか、利用目的や価格の変更勧告があります。変更勧告の場合には、これに従えば契約を結ぶこともできます。

勧告に従わないときは、新聞・テレビを通じて公表することがあります。

4 事前確認制度

分譲宅地や建売住宅、分譲マンションなどを購入する場合には、分譲業者がその分譲予定価格について高すぎないとの知事の確認をあらかじめ受けている場合、定められた有効期間内であれば、個々の取引ごとにあらためて届出する必要はありません。この制度による宅地分譲等の広告には、「国土利用計画法に基づく事前確認済」などと記載されていますので、これを参考にして下さい。

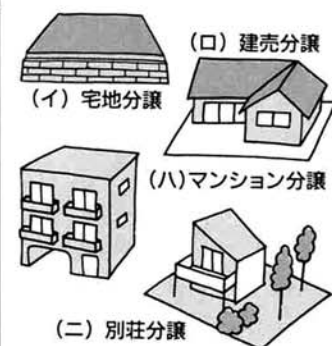
■事前確認の有効期間

事前確認の有効期間は都道府県等によって異なりますが、確認を受けてから、一般には12ヶ月、監視区域においては6ヶ月と定められています。

この制度により土地取引を行おうとする場合には、有効期間内であるかどうか注意する必要があります。

事前確認の有効期間内に、土地取引が終了しそでないものについては、再確認又は有効期間の延長を申請してください。認められれば、再び、従前と同様、個々の土地取引ごとの届出は不要となります。

事前確認制度の対象となるもの





原町内で
春の美化運動



町内の親睦と友和をはかるため、原町友和会と子供会総勢40名があき缶拾いを実施しました。

この行事は春休みの行事として毎年行っているもので、原町周辺と与板橋附近を中心に、多くのあき缶を集めました。

町民の皆さん一人ひとりが協力して、与板町をより一層きれいにしたいものです。



交通安全活動推進員に
五十嵐博栄氏(横町)

平成5年4月1日付けで、五十嵐博栄氏(横町)が、新潟県公安委員会から「地域交通安全活動推進員」に委嘱されました。

五十嵐氏は、4月1日から与板町地域で、

- 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について、皆さんから理解していただくこと。
- 地域における交通の安全と円滑についての広報・啓発をすること。

などをボランティア活動として行っていただきます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

晴れの受賞
おめでとうございます
～全国豆類経営改善共励会～



去る3月、新潟県麦・大豆共励会において最優秀賞を受賞された山田与志春さん(楨原)が、全国豆類経営改善共励会農家の部において、北陸農政局長賞に輝き、去る4月27日、石川県金沢市の北陸農政局で行われた表彰式で表彰されました。

おめでとうございます。



歩行者・自転車 もう安全
～与板橋歩道橋渡り初め～

中之島町と当町を結ぶ与板橋に大望の歩道橋が完成し、去る4月12日に渡り初めが行われました。橋の与板側で神事を行った後、晴天の元、神官を先頭に、楨原の安達長治郎家三夫婦をはじめ3組の三夫婦が延長886メートルの歩道橋を中之島側へ渡り切りました。

江西団地 町外転入者 第1号
山田さんへ町より記念品が贈られました



ふるさと創生事業の大きな柱として進めて参りました江西住宅団地に、このほど入居者第1号となります山田仁守さんが長岡市雲出町から転入されました。

町では、これからの活性化と人口増に大きなインパクトを与えるものと、記念品を贈り歓迎の気持ちをお伝えいたしました。

肌寒さの中 大熱戦!
球場開き/招待高校野球

去る4月4日(日)、町のスポーツ広場のオープンイベント「球場開き/招待高校野球」が開催されました。当日は、春とは思えない程の寒さの中、柏崎常盤高校、新潟産業大学附属高校、与板高校を招いての大会となりました。結果の方は、残念ながら地元勢は2敗と奮いませんでしたが、オープンイベントにふさわしく大熱戦となり非常に盛り上がった一日となりました。

大会結果	
与板	3-4 新潟産業大学附属
与板	1-6 新潟産業大学附属
与板	1-2 柏崎常盤



「萬歳閣」の
絵を寄贈

本与板与板高校
定時制卒業生



「萬歳閣」が廃墟と化して65年が経ち、記憶も薄らいできているので、母校の創立50周年にちなみ開山時の七堂伽藍を雲居立雄先生の絵筆で再現してもらい、本与板定時制卒業生(代表 石黒茂二)が公民館本与板分館に掲額して長く後世に伝えることにしました。

与板小学校6年松組

吉村栄一くん

(柳之町)



建築家に
なりたい

ぼくは、大きくなったらお父さんのような建築家になりたいです。

なぜかという、毎日お父さんが仕事をしている所を見ていると、とても興味をもったし、自分が図面を書いた家が建ったときに、喜んでもらえたらいいなあと考えたからです。

しかし、そうかんたんに建築家にはなれません。建築家になるためには、数学・物理の勉強が必要です。

だから、小学校生活最後の一年なので、自分のできるかぎり勉強をがんばっておきたいと思っています。

大きくなったら
大きくなったら

与板小学校2年竹組

大平靖子さん

(本与板)



ようち園の先生に
なりたい

わたしは、大きくなったら、ようち園の先生になりたいです。たくさんの子どもたちとそとで元気にあそんだり、おひるねの時間におもしろいお話をよんであげたりしたいです。それから、きゆうしよくの時おべんどうをあつめてあたたかくなるきかいであたたかめてあげて、いっしょにきゆうしよくをたべたいです。

やさしいようち園の先生になるために、べんきょうをいっぱいして、あたまをよくして、たのまれたしごとをせんぶしたりいっしょけんめいがんばりたいとおもいます。

界雄一代

最終回

●萬歳閣物語(六)

「界雄を支えた人々」
前後廿九年を費やした偉業であったが、その後や周囲にいてこれを支えた声無き多くの人の善意と奉仕を看過してはならない。



昭和三十九年七月十八日、本与板の石黒吉之助氏(当時七十八才)を訪ねた。「萬歳閣奉加、唯一人の生き残りです」と前置きをして「当時本与板では十一月末、取入れが済むと屋根葺と木挽の出稼者は別として、村中の衆が年長と若手が二人一組になつて県内各地へ奉加の旅に出た。界雄の手紙と奉加帳を部落の重立に届けると、どこでも若い衆を案内人としてつけてくれた。『光西寺の糊米をもらいにきました』これが私共の口上でした。どこの家でも三銭か五銭、あるいは茶碗に一杯の米を寄進してくれた。女の髪の毛ももらつた。奉加に出れば、泊めてもらつて食わせてもらえる。まあ口べらしです。もちろん無料奉仕です」と語るこの人は当時十五才の少年であった。

明治十二年二月七日中蒲原郡大郷村赤池(白根市)に生まれた。長じて上京し職を転々、後に新橋・横浜間の汽車の車掌として乗務中事故により片足を失つて帰郷。出雲崎町尼瀬油田採掘に従事中、本与板当ノ蒲の樋口家筋の人と知り合い、同家の幹旋で光西寺に身を寄せる。界雄の事業に随喜し、名を信界と改め、仏像造作の柱石となる。はじめ長生山県道下に住居したが、御館墓地脇小庵に、本与板公会堂小庵に転々居住し、後年光西寺に住む。生來非凡にして界雄のもとで経典、漢籍、漢詩を習得し、また、囲碁・将棋・歌留多それに表装技術など器用にこなす人であった。謙虚



にして無欲恬淡、地域民への法話、児童のための日曜学校、農繁期托児所にも奉仕し、「今良寛」と敬愛された。粗衣をまとい松葉杖姿の「小林さん」の温容を知る人はまだまだ多い。界雄、順宣亡きあとその嗣子を後見し、文字通り萬歳閣の盛衰を見てきた人であった。病を得て昭和廿六年五月廿日赤池の生家へ帰り、翌廿七年三月八日死去(七十四才)。



明治四年加賀前田藩土村上益五郎の二男として生まれる。藩解体後各地を流転、越後与板に至り杉沢利平一家に身を寄せる。この時栄養失調、視力減退のため、使えないものにならないと面罵されるや「人を使つてみもしないで何がわかる」と啖呵を切つて、杉沢に認められたという。これは源二郎の四男村上正治郎氏の話である。

光西寺の前寺、齋岸寺住職。安政元年七月十八日生。神出鬼没、不在勝ちの界雄に代わつて、常に陰の人として寺務一切を取り仕切り、その辛勞はひととおりでなかつた。まさに界雄の黒衣に徹した人であった。昭和九年四月十二日死去(八十一才)。

明治十二年二月七日中蒲原郡大郷村赤池(白根市)に生まれた。長じて上京し職を転々、後に新橋・横浜間の汽車の車掌として乗務中事故により片足を失つて帰郷。出雲崎町尼瀬油田採掘に従事中、本与板当ノ蒲の樋口家筋の人と知り合い、同家の幹旋で光西寺に身を寄せる。界雄の事業に随喜し、名を信界と改め、仏像造作の柱石となる。はじめ長生山県道下に住居したが、御館墓地脇小庵に、本与板公会堂小庵に転々居住し、後年光西寺に住む。生來非凡にして界雄のもとで経典、漢籍、漢詩を習得し、また、囲碁・将棋・歌留多それに表装技術など器用にこなす人であった。謙虚

明治四年加賀前田藩土村上益五郎の二男として生まれる。藩解体後各地を流転、越後与板に至り杉沢利平一家に身を寄せる。この時栄養失調、視力減退のため、使えないものにならないと面罵されるや「人を使つてみもしないで何がわかる」と啖呵を切つて、杉沢に認められたという。これは源二郎の四男村上正治郎氏の話である。

光西寺の前寺、齋岸寺住職。安政元年七月十八日生。神出鬼没、不在勝ちの界雄に代わつて、常に陰の人として寺務一切を取り仕切り、その辛勞はひととおりでなかつた。まさに界雄の黒衣に徹した人であった。昭和九年四月十二日死去(八十一才)。

光西寺の前寺、齋岸寺住職。安政元年七月十八日生。神出鬼没、不在勝ちの界雄に代わつて、常に陰の人として寺務一切を取り仕切り、その辛勞はひととおりでなかつた。まさに界雄の黒衣に徹した人であった。昭和九年四月十二日死去(八十一才)。

春のあわ雪はあおる強風に踊らされ消えいく髪を巻きさざり頬をつきぬけた冷えは地のぬくもりで静まる焔でいきいきと延びるトウ菜の緑をつむと夕げの仕たくにとりかかる雪国の白い衣をぬぐおとはつぶやくようなしぐさで訪ずれた春にさよならを告げて去っていく

文芸欄

詩

いと なみ 藤井八重子
春のあわ雪はあおる強風に踊らされ消えいく髪を巻きさざり頬をつきぬけた冷えは地のぬくもりで静まる焔でいきいきと延びるトウ菜の緑をつむと夕げの仕たくにとりかかる雪国の白い衣をぬぐおとはつぶやくようなしぐさで訪ずれた春にさよならを告げて去っていく

俳句

父の死を想うや桐の花落ちる 卧牛子
行く春や路の道標探り読む 藤田万緑
行く春や種羊選ぶ鍛冶の隅 茂
子供の日遠出疲れをひきづりて 小波
気つかれも背負いて下戸の花疲れのぶ志
足の裏に文字書かれたるみどりこをわが孫にやと足止めて見つ 大野乃里
数石の間に咲きし野すみれを惜しみて日日に水をかけやる 丸山チヨ
孫入学式の朝 長田セツ子
夜明けぞな蜜と孫の二重奏そよ風

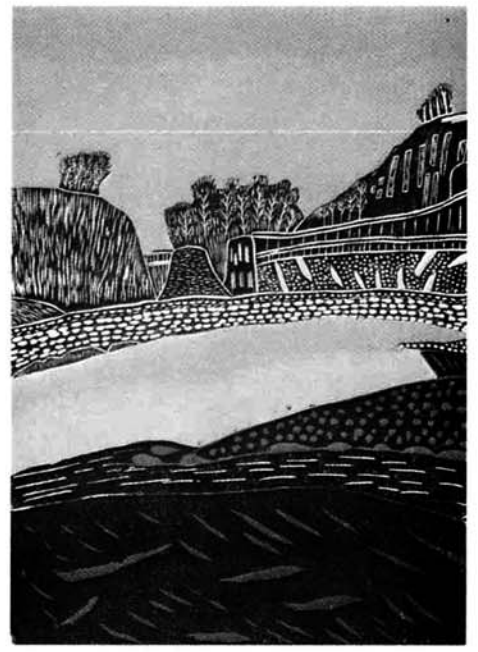
わたしたちの趣味



日露戦役二百三高地にて散華せし兵士の墓碑
靈碑は乃木将軍の書 墓碑は上官
陸軍上等兵 大橋米八の碑

担薪下翠岑 翠岑路不平
時息長松下 靜聞春禽声

(与板拓遊会) 大橋貞次 (倉谷)
(与板拓遊会) 洪木喜一郎 (堤下)



老神温泉 吹割の滝附近

(与板町版画クラブ) 石黒承一 (水道町)

くらしのカレンダー

5/16	日	子ども会廃品回収 町内/午前9時~行政相談週間
17	月	
18	火	心配ごと相談室(石黒) 役場男子厚生室/午後1時30分~ 補聴器巡回相談日 役場住民課(リオン/午後2時~2時30分) ツ反(H4.8.1~H5.1.31迄出生児) 麻しん(H2.11.1~H3.3.31迄出生児) 保健センター/午後1時30分~2時30分
19	水	日本脳炎(園児の希望者) 保健センター/午後1時30分~2時30分
20	木	判定・BCG(5/18にツ反を受けた者) 保健センター/午後1時30分~2時30分 施設利用調整会 町民体育館/午後8時~ 着つけ講座 青少年ホーム/午後8時~ 社交ダンス講座 青少年ホーム/午後8時~ シルバーコース 青少年ホーム 午後1時30分~
21	金	小満・家内労働旬間
22	土	レディース・スポーツ教室 町民体育館/午後8時~
23	日	町内対抗スポーツ大会(ディスクゴルフ) 河川公園/午後8時30分~ 与板町長旗争奪近郷バレーボール大会 町民体育館/午前8時30分~
24	月	1才6ヶ月児健診(H3.9.1~H3.11.30迄出生児) 保健センター/午後1時より受付
25	火	心配ごと相談室(三芳) 役場男子厚生室/午後1時30分~ 補聴器巡回相談日(キコエ/午前11時~11時30分) 役場住民課(リオン/午後2時~2時30分)
26	水	青少年ホーム利用者協議会 青少年ホーム/午後8時~
27	木	着つけ講座 青少年ホーム/午後8時~
28	金	
29	土	レディース・スポーツ教室 町民体育館/午後8時~
30	日	消費者の日
31	月	子宮がん・乳がん検診 町民体育館(午前9時30分~10時30分・午後1時~2時) 世界禁煙デー
6/1	火	心配ごと相談室(龍宅) 役場男子厚生室/午後1時30分~ 補聴器巡回相談日 役場住民課(リオン/午後2時~2時30分) テレコム旬間 気象記念日・電波の日・電波利用保護旬間・水道週間
2	水	
3	木	測量の日
4	金	歯の衛生週間
5	土	レディース・スポーツ教室 町民体育館/午後8時~ 世界環境デー・環境週間
6	日	町民登山 苗場山 芒種・危険物安全週間
7	月	3才児健診(H元.10.1~H元.12.31迄出生児) 保健センター/午後1時より受付 計量記念日
8	火	心配ごと相談室(小林) 役場男子厚生室/午後1時30分~ 補聴器巡回相談日(キコエ/午前11時~11時30分) 役場住民課(リオン/午後2時~2時30分)
9	水	乳児相談(H4.10.1~H4.12.31迄出生児) 保健センター/午後1時より受付
10	木	行政相談 役場男子厚生室/午後1時30分~ 時の記念日
11	金	入梅
12	土	子ども会運動会 町民体育館/午前9時~ レディース・スポーツ教室 町民体育館/午後8時~
13	日	町消防演習 与板小学校グラウンド/午前9時30分~
14	月	
15	火	心配ごと相談室(石黒) 役場男子厚生室/午後1時30分~ 補聴器巡回相談日 役場住民課(リオン/午後2時~2時30分) 子宮がん・乳がん検診 町民体育館(午前9時30分~10時30分・午後1時~2時)

お知らせ



選挙管理委員会委員 補充員が選任

任期満了に伴い、当町選挙管理委員会委員・補充員に次の方々を選任されました。

(敬称略)

委員長	池田 武次郎
委員長代理	梶澤 庄平
委員	大橋 三男
〃	風間 匡英
補充員	石丸 雄司
〃	内藤 元一
〃	大久保 進
〃	笠原 靖雄

“コンサート上演”ご案内

「生きるってナニ!？」をテーマに全国各地でコンサート活動を行っている黒坂正文氏が下記の日程でコンサートをを行います。ぜひこの機会にご家族、お友達でご来場下さい。

記

日時 6月4日(金)
午後7時～8時30分
会場 与板町勤労青少年ホーム
2階 体育室
シンガーソングライター
黒坂 正文氏
テーマ 「生きるってナニ!？」

安心して学生生活を送るために 今すぐ国民年金の届け出を……

国民年金には、20歳以上の学生も全員加入することになっています。あなたはオレンジ色の年金手帳を持っていますか。

●なぜ加入するのか

学生の中に交通事故やスポーツのケガなどで障害者になったとき、障害基礎年金が受けられます。

20歳から60歳までの40年間加入することとなり、将来満額の老齢基礎年金が受けられます。

●加入手続きは……

住民票のある市町村役場で行います。

住民票が親元にあつて居住地が違う場合は親が代って手続きすることもできます。

●保険料は……

4月から月額10,500円です。

市町村役場から納付書が送られてきますので、金融機関等で毎月納めます。

口座振替を利用すると納め忘れがなく便利です。

●保険料の納付が困難なときは…親等を含めた世帯の所得が基準以下と認められたときは、免除を受けることができます。

免除を受けた期間は老齢基礎年金を計算する際、3分の1に減額されますので、社会人になったらできるだけ追納しましょう。

児童扶養手当・特別児童扶養手当 のお知らせ

◎児童扶養手当

父から養育を受けていない18歳未満(障害があるものについては20歳未満)の児童を養育している母、又は養育者に対して支給されるものです。

1. 手当の対象児童

- ①父母が離婚した児童
- ②父が死亡した児童(死亡について年金が受給できる場合は除かれます。)
- ③父が一定以上の障害にある児童
- ④父が生死不明又は1年以上拘禁、遺棄されている児童

◎未婚の母の児童

2. 手当額

月額で児童1人の場合38,860円、2人の場合43,860円、3人以上の場合は1人増すごとに2,000円加算されます。

3. 所得制限

この手当には所得による制限があります。

例 母子2人世帯の場合前年の所得が835,000円以上2,443,000円未満の場合、手当額は26,010円となり、2,443,000円以上の所得がある場合は支給されません。

◎特別児童扶養手当

精神又は身体に障害のある児童を看護する父若しくは母、又は養育者に対して支給されるものです。

1. 手当額

政令で定める1級障害児1人につき月額47,160円、2級障害児は31,440円です。

2. 所得制限

父母又は養育者の所得が一定額以上の場合は支給されません。

*詳しいことは、役場住民課社会福祉係へおたずね下さい。

高齢者モデル住宅の 試作展示について

県住宅供給公社では、高齢者に配慮したモデル住宅を展示して、県民への普及啓発を目的とした、「高齢者対応型モデル住宅試作展示事業」を、次のとおり実施します。

1. 展示期間及び時間

5月15日(土)～9月30日(木)
(休館日：月曜日・火曜日及び8月13日(金)～15日(日))
午前10時～午後4時

2. 展示場所

新潟市大湊(新潟県住宅供給公社大湊団地内)

3. 展示住宅

木造2階建 159.23㎡ 1棟

4. 問い合わせ先

県住宅供給公社
(TEL 025-285-6111)

軽自動車税
国民健康保険税
(2期5月分)
●納期限は……
5月31日です
納税は安全・確実な振替納税

国民金融公庫の融資制度

<国の事業ローン>

	運転資金	設備資金
ご融資額	4,000万円以内のほか別枠 2,000万円以内	
ご返済期間	5年以内	10年以内
利率 (平成5年4月1日現在)	年 4.9%	

◎別枠のご融資のお取扱期間は、平成5年9月末日までです。

<経営多角化ローン>

	設備資金
ご融資額	6,000万円以内のほか別枠 3,000万円以内
ご返済期間	20年以内
利率 (平成5年4月1日現在)	年 4.9%～年 5.2%

◎別枠のご融資のお取扱期間は、平成5年9月末日までです。

◎その他、お使いみちによりご融資額、ご返済期間および利率が特別有利な「特別貸付」、環境衛生関係の営業を営む方がご利用いただく「環衛貸付」なども取扱っています。

詳しくは、当公庫へお問合せ下さい。

平成5年度改正内容のお知らせ

<経営改善貸付> 返済期間の延長

	運転資金	設備資金
ご融資額	500万円以内のほか別枠 100万円以内	
ご返済期間	3年以内 4年以内	5年以内 6年以内
利率 (平成5年4月1日現在)	年 4.65%	

◎経営改善貸付は、商工会議所・商工会の推薦により無担保、無保証人で融資が受けられる制度です。

◎別枠のご融資のお取扱期間は、平成5年9月末日までです。

<国の教育ローン> 返済期間の延長

	高校・短大 専修学校等	大高専等
ご融資額	150万円以内	
ご返済期間	5年以内	6年以内 ↓ 8年以内
利率 (平成5年4月1日現在)	年 5.2%	

◎国の教育ローンは高校・短大・大学などに入学または在学する方の保護者等を対象、学生・生徒1人当たり150万円を限度として融資する制度です。

◎ご返済期間には、据置期間(在学期間以内で最長4年)が含まれます。

◎詳しくは、下記にお問合せ下さい。

国民金融公庫長岡支店
(☎ 36-4360)

平成5年度 金婚夫婦の慶祝について

県老人クラブ連合会では、本年度結婚50年を迎えられたご夫婦に長寿と円満を祝って、県知事の揮ごうされた色紙を贈呈いたします。該当される方は次によりお申し出下さい。

1. 対象者

昭和18年4月1日から昭和19年

3月31日までの間に結婚した夫婦及び過去に申し出なかった夫婦

2. 申出期限

平成5年5月31日まで

3. 申出場所

与板町役場住民課社会福祉係

住宅や付属屋をとりこ わした時は必ず申請を

所有されている住宅や、付属屋(作業小屋、車庫等)などの家屋をとりこわした時は必ず除却の申請を役場税務課まで行って下さい。

この申請をされないと実際に存在しない建物に税金が課税されたり、評価の証明をする時に面積が違っている等トラブルが生じる原因となります。

住宅の増築等で一部をとりこわした時も忘れずに申請下さい。

税金は、その年の1月1日現在の所有に対して課税されますので申請はお早めをお願いします。

下水道事業にご協力を

今年10月の一部供用開始を目指して、今年度も下水道工事が始まります。今年度の工事予定区域は図のとおりです。

工事期間中は交通規制をはじめ、騒音、振動等みなさんにご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

なお、公共下水道工事費の一部は「郵便局の簡易保険の積立金」から融資されています。



水を大切に 水道週間 <6月1日～7日>

本年のスローガン

「水道は どこでも安心 うまい水」
与板町外2ヶ町村水道企業団